この書類は下書きです。法務局への提出は司法書士の先生が行います。内容のご確認と、実際の申請の手続きは、必ず司法書士の先生にご依頼ください。　**最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生。**

臨時株主総会議事録

令和８年８月３日（月）午前 10 時 00 分から、東京都渋谷区サンプル二丁目４番５号の当会社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

株主の総数	５名
発行済株式の総数	12,000 株（自己株式はない）
議決権を行使することができる株主の数	５名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	12,000 個
出席株主数（委任状による者を含む）	４名（うち委任状による者２名）
出席株主の議決権の数	11,400 個
出席取締役	藤本 彩（議長兼議事録作成者）、森川 拓也
出席の方法	出席者の全員が会場に出席した（電話・ウェブ会議による出席者はいない）

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役 藤本 彩 は議長席につき、本総会は適法に成立した旨を述べて開会を宣し、直ちに議事に入った。

第１号議案　資本金の額の減少の件

議長は、当会社の資本金の額を１億円以下とし、税負担の適正化と今後の資本政策の機動性の確保を図るため、次のとおり資本金の額を減少したい旨を述べ、その理由を詳しく説明した。

（1）減少する資本金の額　80,650,000 円（170,650,000 円 → 90,000,000 円）

（2）減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金とし、準備金とはしない

（3）資本金の額の減少がその効力を生ずる日　令和８年 10 月１日

株主（サンプル・ベンチャーズ１号投資事業有限責任組合の代理人）から、本件により純資産の額及び各株主の持株数が変わるかとの質問があり、議長は、資本金からその他資本剰余金への振替であって、純資産の額及び持株数はいずれも変わらない旨を回答した。

議長がその賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の全部（11,400 個）の賛成があり、会社法第 309 条第２項に定める要件（議決権の過半数を有する株主の出席、出席株主の議決権の３分の２以上の賛成）を満たして、原案のとおり承認可決された。

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

議長は、資本準備金の額を 170,000,000 円に整え、減少する額をその他資本剰余金に振り替えて資本政策の機動性を確保するため、次のとおり資本準備金の額を減少したい旨を述べ、その理由を説明した。

（1）減少する資本準備金の額　650,000 円（170,650,000 円 → 170,000,000 円）

（2）減少する資本準備金の額の全部をその他資本剰余金とし、資本金とはしない

（3）資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日　令和８年 10 月１日

議長がその賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の全部（11,400 個）の賛成があり、出席株主の議決権の過半数の賛成（会社法第 309 条第１項）をもって、原案のとおり承認可決された。

報告事項

議長は、両議案の効力を生じさせるため、会社法第 449 条に定める債権者保護手続（官報による公告及び知れている債権者に対する各別の催告）を行い、官報への掲載を令和８年８月 25 日に予定している旨を報告した。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は午前 10 時 40 分に閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役がこれに記名する。

令和８年８月３日

株式会社サンプルデジタル　臨時株主総会

議長　代表取締役　藤本 彩（議事録作成者）

出席取締役　森川 拓也

この書類の使い方（添え書き。法務局には出しません）

■ この書類は何か

減資（資本金と資本準備金の額の減少）を決めた株主総会の記録です。登記の申請書に添えます（商業登記法 46 条 2 項）。書き方は法務局の記載例に合わせ、会社法施行規則 72 条 3 項の 6 項目を全部入れています（下の表）。

■ いつ・誰が・何と一緒に

・司法書士の先生が、株主リスト（06）・公告と催告の証明書と一緒に、申請書（09）に添えて出します。

・議事録は総会の日から 10 年間、委任状は 3 か月間、本店に備え置きます（会社法 318 条 2 項・310 条 6 項）。

■ 手続きの中の位置（令和 8 年。太字がこの書類）

日付	すること	見本	数え方・根拠
7 月 21 日（火）	取締役の決定（招集・債権者保護）	04	会社法 298 条・348 条 2 項
7 月 24 日（金）	株主へ招集通知を発送	—	総会の 1 週間前まで（299 条 1 項）。間は 9 日
8 月 3 日（月）	**臨時株主総会で減資を決議**	**05・06**	資本金の額の減少は特別決議（309 条 2 項 9 号）
8 月 4 日（火）	官報へ掲載を申込み	07・08	併せ公告は申込みの翌日から 14 営業日が目安
8 月 25 日（火）	官報に公告・債権者へ催告を発送	08	449 条 2 項
9 月 28 日（月）	異議を述べられる期限	—	公告の翌日から 1 か月は 9 月 25 日（金）満了（民法 140・143 条）。催告の到着を見て 9 月 28 日（月）
10 月 1 日（木）	効力発生日	—	手続が済んでいなければ効力は生じない（449 条 6 項）
10 月 6 日（火）	変更登記を申請	09	2 週間以内＝10 月 15 日（木）まで（915 条 1 項）

資料: 会社法・民法（e-Gov）、官報の取次店の目安（2026 年 11 月 17 日取得）、内閣府「国民の祝日」。日付はすべて平日

■ 議事録に必ず入れること（会社法施行規則 72 条 3 項）と、この議事録の該当箇所

号	入れること	この議事録
1 号	開催した日時と場所（会場にいない人が出席したときは、その方法）	冒頭の段落・表の「出席の方法」
2 号	議事の経過の要領と結果	第 1 号議案・第 2 号議案
3 号	法律の規定で述べられた意見・発言の概要	該当なし（監査役等の意見はない）
4 号	出席した取締役等の氏名	表の「出席取締役」
5 号	議長の氏名	開会の段落・末尾
6 号	議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名	表と末尾の「議事録作成者」

資料: 会社法施行規則 72 条 3 項（e-Gov 法令検索）

■ 確かめること（□に印を付けながら）

□ 第 1 号議案は特別決議（309 条 2 項 9 号）。定時総会で欠損の額以内なら普通決議で足りるが、欠損の額を証する書面が要る（記載例）

□ 出席株主の議決権が総数の過半数あるか（定款で 3 分の 1 まで下げていればその割合）

□ 委任状の代理人と株主名簿の名義（組合は組合の名称）が合っているか

□ 記名だけか、押印もするか（記載例は「記名」。会社の慣行は先生に確かめる）

□ 減資の目的（税の扱い）が得られるかは顧問の税理士の先生に確かめる（このサービスは税務の判断をしない）

根拠: 会社法 309 条・310 条・318 条・447 条・448 条・449 条、会社法施行規則 72 条 3 項、商業登記法 46 条 2 項（e-Gov 法令検索）。法務局「株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少）」記載例（令和 8 年 5 月 11 日更新）。

最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生（記載内容・手続）。株主・金額・日付などの事実は会社が確かめます。